済生会茨木病院なでしこキッズ保育所
運営委託業務仕様書

１. 業務名

済生会茨木病院なでしこキッズ保育所運営委託業務

２. 業務の概要

大阪府済生会茨木病院では、平成 30 年 5 月に新棟『大阪府済生会茨木医療福祉センター』を設立。1 階に企業主導型保育所として定員 42 名（地域枠 21 名、従業員枠 21 名）の『済生会茨木病院なでしこキッズ保育所』を設け、自施設の従業員だけではなく地域児童も対象とした保育事業を民間事業者に運営委託し行っている。

令和 2 年度末に現運営委託契約が期間満了することに伴い、新たな企画提案をいただいた上で業者を選定することとしており、この保育所運営委託業務（以下「本業務」という。）に関する業務内容及びその他必要な事項は、この企画提案仕様書に記したとおりとする 。

３. 受託者の責務

受託者（以下「乙」という。）は、本業務の実施に当たっては、児童の健康・安全配慮、保護者対応及び保育所内の衛生管理など、当然行わなければならない事項はもとより、本仕様書に記載のない事項であっても、児童の発育や日常生活習慣の修得、言葉の学習などの観点から必要と認められる事項については、相当の幅を持って対応することとし、契約金額の範囲の中で、常に甲と連携して両者の協議に従って誠実に本業務を履行するものとする。

４. 業務期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（5 年間）

５. 業務実施場所・施設概要等

(1) 実施場所

大阪府茨木市上穂積1丁目2番 27 号　済生会茨木医療福祉センター1 階

(2) 施設概要

252.81 ㎡（「施設図面」参照）

(3) 開所の日

平成 30 年 5 月 1 日

６. 業務（保育）内容

当仕様書に記載した保育内容は最低水準を示したものであり、提案を踏まえ協議の上、決定する。

（1）保育対象

大阪府済生会茨木医療福祉センター（大阪府済生会茨木病院、介護老人保健施設ライフポート茨木、老人居宅介護等事業ビーベル、茨木地域密着型特別養護老人ホームやすらぎ、大阪府済生会茨木訪問看護ステーション、春日・郡・畑田地域包括支援センター／春日・郡・畑田いきいきネット相談支援センター ビーベル）の職員（常勤約 450 名、非常勤約 200 名）および茨木市または近隣自治体在住の教育・保育給付認定を受けた保護者の『健常』児童（生後 57 日目から 3 歳まで）

（2）保育の種類

ア 通常保育　継続的に利用する保育

イ 一時保育　一時的に利用する保育（1 箇月 15 日以内）

ウ 延長保育　午後 6 時 30 分以降、保育時間を延長する保育（最大想定 1 時間）

エ 夜間保育　想定週に 1 回 2 名体制

※備考

ウ・エについては現契約期間中（3 年間）発生していない。

必要性が認められる場合は実施前に甲乙協議の上で対応する。

（3）定員

42 名（地域枠 21 名　従業員枠 21 名）

内訳　0 歳児　9 名、1 歳児　11 名、2 歳児・3 歳児　22 名

＊現在 3 歳児は原則新規受入しておらず従業員児童のみ受入

（4）保育時間帯等

ア 保育時間：午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分まで

イ 延長保育：午後 6 時 30 分から午後 7 時 30 分まで

ウ 開 所 日：月曜日から土曜日

エ 閉 所 日：日曜日、祝日及び 12 月 30 日から 1 月 3 日まで

オ 給 食 等：給食は甲が用意するが、おやつについては乙が用意すること

注釈

・前述のとおりイについては必要性が認められる場合に甲乙協議の上で対応する。

給食は済生会茨木病院地下1階の栄養科で準備するので保育士は食数・アレルギー管理内容を確認・検品し、定められた動線で園に運ぶこと。

７. 一般的事項

(1) 乙は、児童福祉法、児童福祉施設最低基準法及び関係法令を遵守すること。

(2) 乙は、認可外保育施設指導監督の指針（平成 14 年7月 12 日雇児発第 0712005 号厚

生労働省雇用均等・児童家庭局）に基づいて保育所運営を行うこと。

(3) 乙は、契約期間中の各年度の企業主導型保育事業指導・監査基準その他関連する指針・基準等に基づいて保育所運営を行うこと。

(4) 乙は、児童の事故が発生しないよう万全の対策を講じ、甲はこれに協力するものとし、事故が発生した場合、乙は直ちに甲に報告するとともに誠意を持って対応すること。乙は保育施設賠償責任保険に加入すること。

(5) 乙は、自然災害や火災、事故等に対し、あらかじめ対応マニュアル等を作成する　とともに、職員及び入所児童による消火、避難、救出その他必要な訓練を法令に従い行うこと。

(6) 乙は、入所児童に対し、入所時及び 1 年に 2 回、保育所嘱託医による健康診断を実施すること。（健診の費用は甲が負担）

(7) 乙は、甲及び甲が契約する給食事業者などの関係機関と連携を図った運営を行うこと。

(8) 乙は、業務受託期間及び業務受託期間終了後も、業務上知り得た個人情報について外部に漏らしてはならない。

(10) 乙は、受託者が交代することになった場合、円滑に業務が引き継がれるよう、次期受託者に対し受託期間内に業務の引継ぎを行うこと。引継に要する経費は受託者双方の負担とする。

(11) 乙の責任において生じた施設等の損害及び人的被害等については、乙が賠償するものとする。

8. 業務区分及び費用負担区分

（1）業務区分

本業務に係る甲、乙及び保護者の業務区分は次のとおりとする。

項目	甲	乙	保護者
入所案内の作成及び説明		○	
入退所手続き、相談・申込先	○従	○地	
入所の際の傷害保険加入説明、加入手続き、保険料徴収		○	
保育日時予定表作成		○	○
保育日時予定表提出先		○	
保育日時（変更、休み等）の連絡先		○	
帳簿管理等（名簿、保育台帳、保育日誌、身体の記録簿、入所時の出欠記録簿等）及び統計資料の作成		○	
立入調査等への対応	○	○	
保護者会の開催等		○	

保育料の徴収に必要な資料の作成及び集計 （利用実績一覧、徴収額集計表、徴収額個表の作成）		○	
補助金の申請等に必要な資料の作成		○	
補助金の申請	○		
保育料の徴収	○		
保育施設の修繕	○		
保育施設の衛生管理		○	
イベント等の通常保育以外の取り組み		○	
病院 B1 栄養科での給食の検品、受取	準備	○	

注釈1

入退所手続き、相談・申込先について

従業員枠の入退所手続き・相談等は甲　人事課が園に連絡調整の上対応する。

乙は地域枠の入園相談等について　受付時間　月曜日～土曜日　13:30～16:30　に電話相談に応じ、入所面談の日程調整や空き状況の管理等について真摯に対応すること。また、保育所運営に関する委員会で相談状況及び入園見込数等について報告をすること。

（2）費用区分

本業務に係る甲、乙及び保護者の費用区分は次のとおりとする。

項目	甲	乙	保護者
人件費（福利厚生費を含む）		○	
保育職員の研修費		○	
乙の定期健康管理に関する費用		○	
被服費		○	
各種イベントに係る費用		○	
賠償責任保険等に関する費用		○	
通常保育の利用者に係る給食に関する費用	○		
通常保育の利用者に係るおやつに関する費用		○	
一時保育の利用者に係る給食・おやつに関する費用			○
施設の改修、補修及び維持に関する費用	○		
光熱水費	○		
通信運搬費（電話、インターネット等に要する費用）		○	
児童の定期健康管理に関する費用	○		
おむつ、着替え、タオル、布団等保護者が用意すべきもの			○
傷害保険料　（独）日本スポーツ振興センター			○

保育備品・什器備品の購入	○		
保育材料（おもちゃ、絵本等の消耗品）の購入		○	
消耗品費		○	
救急用具		○	
ゴミ袋、ティッシュ及びトイレットペーパー等		○	
衛生等に係る消耗品（消毒液・ペーパータオル）	○		
蛍光灯、電球、カーテンリース	○		
児童が使用する文房具		○	
乙の従事者が使用する従事者が使用するパソコン等の機器、文房具類		○	
その他、運営管理に関する費用		○	
その他、甲が必要と認めた費用	○		

９．業務（保育）実施体制等

（1）保育士等の配置

乙は、保育の高い質を確保するため、当該年度の企業主導型保育事業費補助金実施要綱に基づき、保育士等を配置しなければならない。

上記に基づく保育業務従事者名簿及び資格証のコピーを業務開始日の 1 週間前までに甲に提出すること。なお、名簿を変更する場合も都度提出とする。

（2）現場責任者の配置

乙は、保育所運営に係る豊富な知識と経験及び保育士資格を有する者を現場責任者として配置し、責任体制を明確にするとともに、甲との連絡及び調整等を円滑に行わなければならない。なお、現場責任者は特定の保育士を配置することとし、現場責任者も他の保育業務従事者と同様に保育業務に当たるものとする。

（3）その他の保育業務従事者

保育の実務経験等を有する者で、児童の健やかな保育のため、できる限り年間を通じた固定配置とし、また、乙の事情により欠員が生じることのないよう、代替要員の確保等、必要な措置を講じなければならない。

（4）研修、地域紙の修得等

乙は、現場責任者及びその他の保育業務従事者 に対し、保育知識の習得及び安全の確保のための研修等を実施し、又は外部の研修に参加させることにより、保育所運営に必要な知識等の習得に努めさせなければならない。

（5）報告及び指導

乙は、甲に1箇月毎に保育所の運営状況を翌月 5 日までに報告し、また、1 箇月毎に甲の保育所運営に関する委員会で報告の上、 評価を受けなければならない。また、委員会

が必要と認める指導を受け、これに従わなければならない 。

（6）災害時の対応

乙は、大雨・暴風警報等発令時や地震等の災害の際、病院人事課および保護者との連絡を密にし、安全配慮を行うとともに、近隣在住者等より 1 名は安全に配慮の上、出勤し現地対応を行うものとする。

10. 従事者の健康管理及び感染防止対策

保育業務従事者は児童への感染源となる可能性と感染を受ける可能性を有しているため、乙は、乙の従事者に対して、以下のことを行うこと。

（1）健康診断等

ア 年1回の定期健康診断を受けさせること 。

イ 体調チェックを毎日行い、以下の症状がある場合は受診させ、勤務可能か確認すること。発熱がある場合、下痢の症状がある、場合咳をしている場合

（2）ワクチンの接種

感染症予防及び拡大防止のために、園での従事が決定した従事者には必要な抗体検査及び予防接種を受けさせること。「麻疹（はしか）」「風疹」「水痘（水ぼうそう）」「ムンプス（おたふくかぜ）」「HBV（B 型肝炎）」のワクチン接種が必要となります。（過去にこれらの疾患にかかるなどして抗体検査において抗体価が陽性であった場合は、ワクチン接種は不要です。） 季節性インフルエンザ等その他の感染症について甲が必要と判断した場合は、予防接種を受けさせなければならない。

11. 契約の解除について

本業務の実施に関し、乙の法令違反が判明した場合、乙が本仕様書の記載事項に従わない場合、甲は乙に対し改善指導を行うが、その改善指導に乙が従わないとき、又は、乙が提出書類・業務報告等で虚偽の申告を行った場合等において、甲は業務の全部又は一部について、一方的に中止を命令することとする。さらに、甲は当該月の委託料の支払いを延期・停止又は取消しするとともに、以降の契約を解除することとする。なお、当該事象の契約の解除等により生じる乙の損害について、甲はその損害を一切賠償しない。

12. その他

⑴事業者が交代する場合、引継は必要かつ十分に行うこととし、これに要する経費は乙の負担とする。

⑵本仕様書に明示のない事項や本仕様書により難き事項については、その都度甲と乙が協議の上、進めることとする。なお、甲の都合により、受け入れ児童の定員、また、延長保育時間の変更等を行うことができるものとし、その際は、乙は変更契約の協議に応じるものとする 。

別紙　見込園児数および経費算出根拠について

運営経費の見積りの前提条件として、下表のとおり園児見込数及びこれに対応して配置すべき保育士等の数等を示す。

なお、この園児数及び年齢分布の数は、あくまでも価格提案を算定する際の基礎とするものであり、実際の保育業務にあたっては、月の保育する乳幼児数に応じて、企業主導型保育の配置基準に基づく人員を配置すること。また、実際に支払う委託料は、保育士等の配置実績に基づいた積算で支払うものとする。

積算にあたっては人件費含む費用について契約期間 5 年間を想定した上で積算すること。

区分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
0 歳児	0	0	0	3	3	3	3	3	3	6	6	6
1 歳児	6	6	6	9	9	9	9	9	9	11	11	11
2 歳児	6	6	6	9	9	9	9	9	9	11	11	11
3 歳児												
合計	12	12	12	21	21	21	21	21	21	28	28	28
配置	3	3	3	5	5	5	5	5	5	7	7	7

原則、月曜日～土曜日で 7 時 30 分～18 時 30 分の 11 時間開園した場合
（日曜日、祝日、年末年始、園児の利用予定がない日は休園）
延長保育、夜間保育等は個別で清算とする。